全教しんぶん
15年11月号外
発行
全胆振教職員組合

やったー

道独自削減が終了!!

道教組・高教組は 11　月 18　日に賃金確定にかかわる教育長交渉を行いました。

道教委教育長の回答

課　題	道教委（立川教育長）の回答
１道独自削減	先日、道議会決算特別委員会で知事より**「一般職の独自縮減措置を終了する方向で、新たな行財政計画を取りまとめる」**旨の答弁がありました。道教委といたしましても、この答弁に沿った方向で対応してまいりたい。組合員のみなさんには、平成 11 年度以降、17 年間にも及ぶ長期間にわたり、給与の独自縮減措置にご協力をいただいたことに心よりお礼申し上げます。 **道独自削減は３月で終了！** 人件費に頼らない財政運営をめざし取り組んでいるところですが、当面は収支不足額が見込まれており、現在、**来年度以降の収支対策について検討を行っている**ところ。
２道人事委員会勧告	**給与改定は勧告どおり実施**する。（月例給 578 円、ボーナス 4.10 月、初任層 2,500 円、その他 1,100 円程度改定） 国の給与改定についての**閣議決定を待ってから関係条例改正案を道議会に提案**してまいる。条例施行後、速やかに差額を支給してまいりたい。
３単身赴任手当 ４再任用	回答なし
５学校職員人事評価制度	道教委としては、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、**来年４月に**向けて現行の学校職員評価制度を見直し、**新たな学校職員人事評価制度としてモデル実施**をし、準備を進めているところ。 評価結果の給与、分限への反映について皆様方と話し合ってまいりたい。

それぞれの課題に関する説明

(1) 道独自削減の終了

今年も本来の給料から 2.9 %減額されて支給されています。（すでに 17 年間も本来の給料より少なく支給されています。全国でも 17 年間も削減を続けている都府県はありません。）　理由は道財政が厳しいので、公務員に我慢してもらうというものでした。『全教 news10 月号外』でも述べましたが、 06 年度に 2,150 億円に達した収支不足額が 15 年度は 710 億円に減少し、「財政健全化団体』からの脱出が見えてきました。さらに、「職員の士気低下を招き、優秀な人材確保に影響が出ている」（自民党会派）ことから、終了となりました。

ただ、いくつか問題もあります。本来、賃金などに関わる変更はまず教職員を代表する立場にある組合との交渉の中で提案されていましたが、今回は道議会での答弁の中で先に発表されています。これまで現場教職員に我慢を強いてきたことへの誠意ある態度とは言えません。

また、私たちは「管理職を含めての終了」を再三求めてきましたが、現状維持（削

減のまま）という回答に終始しました。道教委自身が言うように「人件費の削減による道財政運営を行わない」とする姿勢から後退したと言わざるを得ません。

さらに教育長回答の最後には不安を感じます。「収支不足が見込まれるため、来年度以降については検討」と言っています。来年度以降、新しい削減があるのか、と勘ぐりたくなる回答です。

(2) 道人事委員会勧告

こちらも『10 月号外』でお伝えしていましたが、道人事委員会は「月例給 578 円（015 %）、期末･勤勉手当（ボーナス）0.5 月分を増額」と勧告しています。この勧告に基づいて、今年 4 月にさかのぼって支給することになりました。勧告通り実施されれば、２年連続の増額です。

ただし、こちらも最後の回答が問題です。「国の閣議決定を待って」としています。例年なら直近の道議会で給与改定が決定されていますが、総務省は「国の改定を待て」と指示を出しています。臨時国会が見送られ、国家公務員給与改定法案の審議や閣議決定が送れていることから、道職員の賃金改定は３月の道議会まで延ばされる公算が高くなっています。このままでは 4 月に遡って完全実施はできず、当分の間、給与やボーナスへの加算はお預けとなってしまいます。地方公務員の給与決定は地方の自主的・主体的な判断で決定できるものです。11 月の議会で条例改正を行い、年内に差額を支給予定の県もあるのに…。

さらに、もし完全実施されても､実質的な増額とはなりません。今年４月からの「給与制度の総合的見直し」で給料表が平均２％されたことへの激変緩和措置として現給保障されている教職員はその金額内となるため、道職員の 85 %は実質賃上げゼロとなってしまうためです。

(3) 単身赴任手当

手当の改善では､単身赴任手当が道独自で４月に遡り､1,600 円引き上げて 27,600 円となりました。北海道の広域性と生活費が多くなることへの配慮を求めたことでの嬉しい成果です。

(4) 再任用

来年４月から年金支給年齢が 62 才まで引き上げられ、最大２年の無年金期間が生じることになります。しかし、教員の再任用率は低く、今年度の教員再任用率は、小学校 76.6 %、中学校 85.7 %、高校 61 %です。特に高校では、４割が「辞退」を強いられる異常な事態となっています。改正高年齢者雇用安定法や閣議決定、総務副大臣通知にある通り、「希望する職員全員の再任用」は道教委の責任で完全に実施されるべきです。

(5) 学校職員人事評価制度

昨年の地公法一部改正により、これまでバラバラに導入･実施されてきた【学校職員評価制度】【勤勉手当査定制度】【査定昇給制度】を１本化し、自己評価と管理職による評価を賃金や昇給だけでなく、教頭への昇任や分限（降格や解雇につながる処分）にもリンクさせる制度に作り替えるという提案が､道教委から突然 10 月に出されました｡11 月からは管内１校のモデル校実施がすでに始まっています。

モデル施行からわずか５ヶ月での実施はあまりにも乱暴です。今後、組合側と道教委の交渉で具体が見えてきます。その都度、みなさんにはお伝えしたいと思います。学校・教育は集団的・長期的な関わりで子どもの全面発達を目指す仕事です。それを短期間で評価し、給与・処遇につなげることは、短期日に目に見える「成果」を求める学校教育を行うことになりかねなず、職員だけでなく子どもたちにも影響すると私たちは考えています。